

## 原発賠償関西訴訟の訴え

今日 11 日で福島第一原発事故から 8 年 11 ヶ月。来月 11 日には原発事故から 10 年目に入るわけだ。福島の実現とともに、全国に避難している人たちのことが気になる。写真は 2 月 3 日にレポートした「第 48 回公害環境デー」集会で手に入れたチラシ。レポートに書いたが、2 年前の集会で原告団の心にせまるスピーチを聴き、原発賠償訴訟に関心をもち、裁判を毎回傍聴してきた。次回 2 月 20 日も傍聴する予定だ。

原発賠償関西訴訟について、より多くの人に知ってもらいたいので、このチラシをすこし紹介したい。



ふだんの暮らしの中で「裁判所に行く」ことって、めったにないですよ?福島原発事故によって関西に避難してきた私たちも、裁判の原告になるとは思っていませんでした。「原発賠償関西訴訟」は、原発事故で被害を受けた私たちが、**避難する権利、とどまる権利、帰還する権利**を訴える裁判です。つまり「人の命」と「健康」と「ふつうの人間らしい暮らし」が守られることを何より望んでいます。こうした私たちの取り組みに、ぜひ皆さんのお力を貸してください。

この裁判の目的は 3 つあります。

### ① 東京電力福島第一原発の真相の究明と責任の追及

現在、複数の事故調による報告書が公開されていますが、いずれも国の法的責任を認めていません。国の避難者に対する施策が極めて不十分なのは、責任の所在が曖昧だから。まずはここから始めます。国と東電の責任を明らかにできるのは、司法の力だけ！



### ② 損害の完全賠償

東電に対する直接請求をしても、原子力損害賠償紛争解決センター(原発 ADR)に賠償を求めても、驚くほど不十分！区域外の人と同じように被害を受けているのに、まったく対応してもらえないケースが大半です。損害の完全賠償もこの訴訟の目的のひとつです！

### ③ 被災者全員に対しての暮らしの支援を！

被災地にとどまった人、避難した人、帰還した人、原発事故は多くの人々の人生を翻弄しました。しかし、国の被災者に対する施策は極めて不十分です。特に区域外の避難者に対しての必要な支援はほとんどありません。国のこうした姿勢を改めさせ、被害にあったすべての人が「ふつうの暮らし」を取り戻すための、行政による施策…それを実現することが、この裁判最大の目的です！

(2020 年 2 月 11 日)